

平成 24 年 12 月 27 日 (木曜日)

号

外

(第 89 号)

(道路建設課) 1

規則

道路標識の寸法を定める規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

道路標識の寸法を定める規則

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十号

道路標識の寸法を定める規則

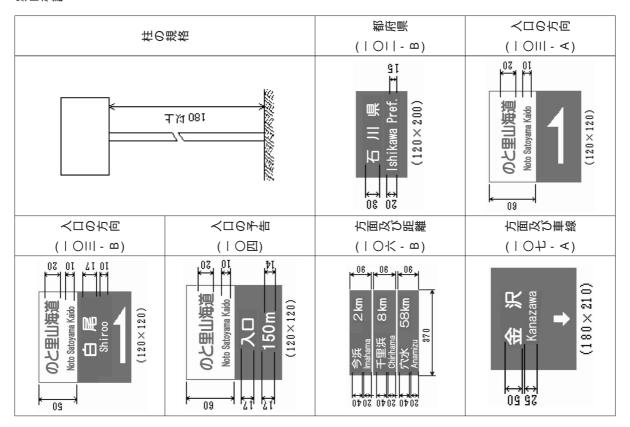
別表のとおりとする。 道路構造基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十六号)第四十六条の規則で定める道路標識の寸法は、

温金

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

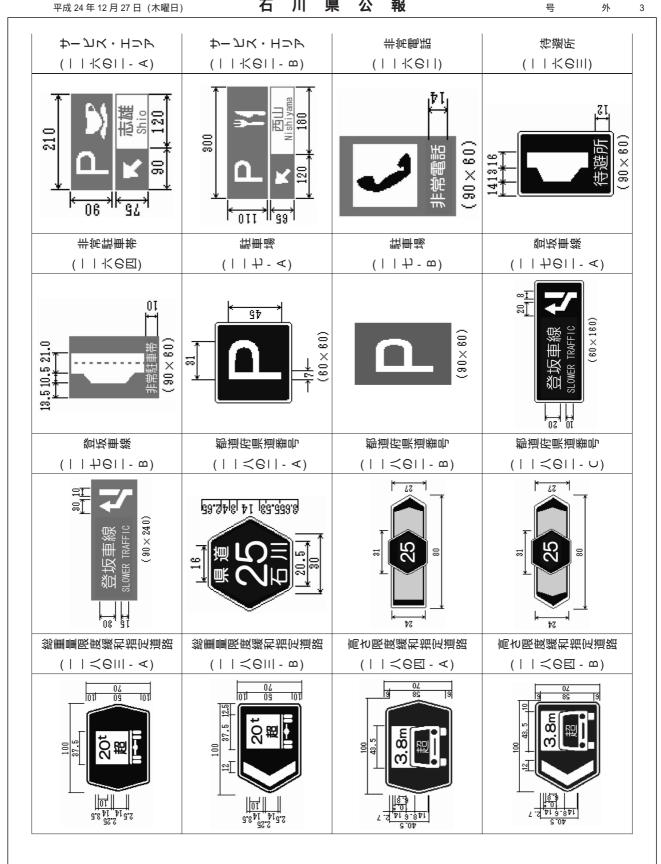
別表

案内標識

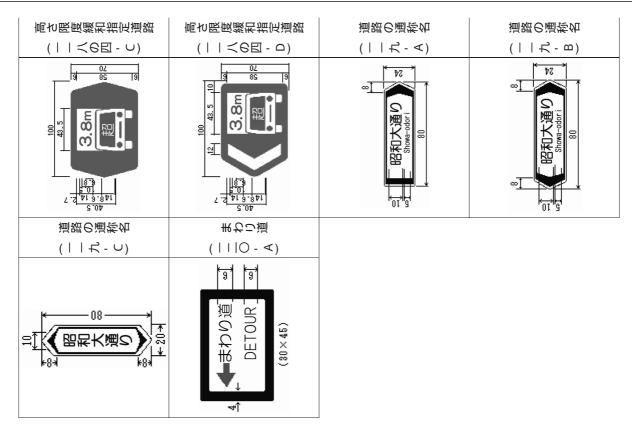


号

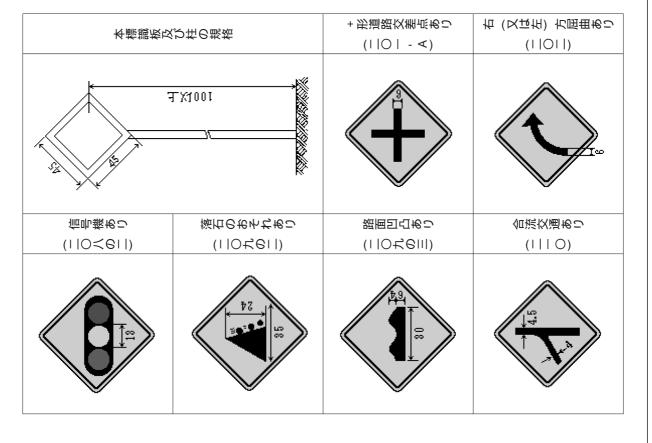
(一〇七・B)方面及び車線	(一〇八の二- 口) 方面及び方向	(一〇八の二- 目) 方面及び方向	(一〇代) 出口の予告
區 <u></u> 本線 S <u>↑</u> THRU TRAFFIC ↓ (140×250)	a 本 条 (140×820)	金沢 工作 Kanazawa 工作 (120×200)	高 <u></u> 白尾 2km [写 場上 Shiroo (150×450)
方面及び出口の予告	方面及び出口の予告	方面、車線及び出口の予告	
((0 - 0)	((
1	Shiroo Shiroo Exp (200 × 320)	120 Cate Cat	25 年 25 年 25 年 25 年 26 55 年 (180×\$20)
方面及び出口	方面及び出口	田口 田口	∄□
((- 四)	((- m)
	Shiroo Handa Shiroo (200 × 320)	120 EXIT Shires (185 × 240)	295 × 150)
サービス・エリアの予告	サービス・エリアの予告	サービス・エリアの予告	サー ブス・H リア
(北 - ∢)	(⊀ - ∢)	(11代 - 四)	(⊀6 -∢)
350 120 120 130 135 135 135 135 135 135 135 135 135 135	120 120	300 \$ 300 \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	350 120 120 120 120 120 120 120 120 120 12

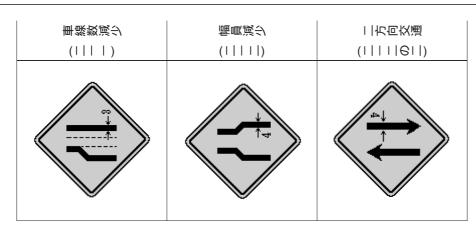


号

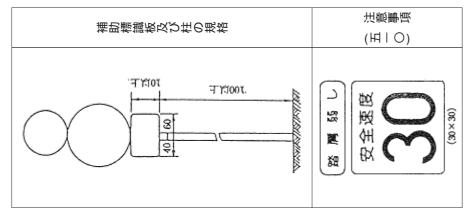


雛類淇豒





補助標識



備を

- 工 本標識板(本標識の掲示板をいう。)の寸法
 - イ 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。以下同じ。)を
 - **単生とする。** ロ 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字
 - 数の多少により図示の憤寸法を拡大し、又は縮小することができる。
 - 人 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができる。
 - 1 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上の自動車専用道路 に設置する場合にあっては図示の寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上の自動車専用道路に
 - 設置する場合にあっては図示の寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大することができる。
 - 木 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場(一一七・4)」を表示する案内標識については、便所を
 - 表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の二・五倍まで拡大することができる。
 - < 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場(一一七-4)」、「都道府県道番号(一一八の二-4)」、 「総重量限度緩和指定道路(一一八の三・A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(一一八の四・A・B)」及び 「まわり道(一二〇- 4)」 を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況によ あっては、当該拡大後の図示の寸法)の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。
 - り特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(ホに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合に ただし、景観等の配慮により特別の必要がある場合にあっては、警戒標識の寸法を三分の二まで縮小するこ とができる。
 - ト 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線(一一七の二・∢)」、「都道府県道番号(一一八の二・ B・C)」及び「道路の通称名(一一九・A・B・C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交 通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の一・五倍又は二倍に、それぞれ拡大するこ とができる。
 - チ(自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名(一一九・A・B・C)」を表示する案内標識につ いては、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(一一九‐0)」を表示するものについて

- は、縦寸法)を拡大することができる。
- り

 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- ス 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「人口の方向(一○三・A・B)」、「人口の予告(一○ 四)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(一〇八の三)」、「方面、方向及び道路の通称名(一〇八の四)」、 「拗名卦((||百-四)」、「非純鴨指(||六の||)」、「祢瀚氏(||八の川)」、「非純群甲帯(||八の四)」、 「駐車場(| | 十十 - ∢)」、「智坂車線(| | 十6|| - ∢)」、「都河府県道糖号(| | 十八の|| - ∢・B・C)」、 「総重量限度緩和指定道路(一一八の三・A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(一一八の四・A・B)」、「道 路の通称名(一一九‐▲・B・C)」及び「まわり道(一二○‐▲)」を表示するもの以外のものの文字の大 きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その二分の一の値)を基 準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡 大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位)センチメートル)
わつ叉 十	IIIO
四〇、五〇又は六〇	IIO
IIIO⊴⊢	10

- ル 「方面、方向及び道路の通称名の予告(一〇八の三)」及び「方面、方向及び道路の通称名(一〇八の四)」 を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、又の規定によるものとし、矢印中の文字の大き さは、矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。
- 「著名地点(一一四 B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートルを標準とする。
- 「 「市町村 (| |)」、「都府県 (| | | ▼・B)」 並びに「方面、方向及び距離 (| 五・R・B・C)」、 「方面及び距離(一〇六-A・B・C)」、「方面及び車線(一〇七-A・B)」、「方面及び方向の予告(一〇 八・A・B)」、「方面及び方向(一〇八の二・A・B・C・D・E)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告 (一〇八の三)」、「方面、方向及び道路の通称名(一〇八の四)」、「方面及び出口の予告(一一〇 - A・B)」、 「方面、車線及び出口の予告(一一一 - <・B)」、「方面及び出口(一一二- <・B)」及び「著名地点(一 一四 - A・B・∪)」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す 記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの一・七倍以下の大きさとする。
- 力(自動車専用道路に設置する「方面及び方向(一〇八の二‐A・B・C・D・E)」を表示する案内標識に 路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの一・ 六倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの〇・九倍以下の大きさとする。
- ヨ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場(一一七・4)」を表示する案内標識に便所を表す記号を 表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の大きさとする。
- タ縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。
 - 一 株石 整

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所(一一六の三)」、「駐車場(一一七・▲)」 及び「まわり道(一二〇‐6)」を表示するものについては九ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の 二- ∢)」、「総重量限度緩和指定道路(一一八の三- ∢・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(一一八の四・ A・B)」を表示するものについては十六ミリメートル、「登坂車線(一一七の二-A)」を表示するもの については十ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の二‐B・C)」及び「道路の通称名(一一九・A・ 日・U)」を表示するものについては八ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分 の一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

縁及び縁線は、十二ミリメートルとする。

- 二 補助標識板(補助標識の表示板をいう。)の寸法
 - イ 図示の寸法を基準とする。
 - ロ 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができ %°